

本要綱については、平成22年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等に変更がありうることにご注意ください。

農山漁村活力再生・支援事業実施要綱（案）

平成18年4月3日付け17農振第2170号
平成19年4月2日付け18農振第1711号
最終改正 平成××年×月×日付け××農振第××××号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農山漁村は、食料生産の場であるとともに、国土の保全等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有している。しかしながら、近年、過疎化、高齢化の進行や、企業の廃業や海外移転などに伴う地域経済の活力低下など、困難な状況に直面している地域が多く見られる。

他方、農山漁村には多様な地域資源があり、また地域に密着した地元企業も少なからず存在する。さらに、近年UJIターン等による農山漁村への定住等を希望する都市住民も増加しており、今後、「団塊の世代」が定年期を迎えることからこれら中高年層を中心に農山漁村への定住や長期滞在の動きが高まることが期待される。

農山漁村のコミュニティの活力再生に向けては、こうした都市住民の農山漁村への回帰の動きを踏まえた都市から農山漁村への定住を促進するとともに、定住者の活用や地域における多様な主体の連携により、農山漁村と地域の企業との連携による農林水産業分野にとどまらない新たな事業の創出など、農山漁村の地場資源と地元人材等を活かした新たな取組の役割が期待される。しかし、こうした取組に対するノウハウや人材の不足、企業との情報共有の不足、農山漁村へ移住を希望する都市住民に情報提供を行う体制が未整備であるといった課題を有しているのが現状である。

このような課題に対処するためには、行政の枠を越えて活動するNPO法人や団体等の多様な主体の参画により地域づくりを推進していくことが重要であり、これらNPO法人等の参画を促すための民間主導型の事業制度として農山漁村活力再生・支援事業（以下「活力再生事業」という。）を創設し、農山漁村の活力再生を促進するものである。

第2 事業の実施方針

活力再生事業は、農山漁村のコミュニティが抱える課題の解決のため、地域が主体的に掲げる再生・活性化方策の実現に向け、関係部局との連携の下に実施するものとする。

第3 事業内容等

活力再生事業で実施する事業内容、事業実施主体及び採択要件は別表に掲げるとおりとする。

第4 事業実施期間

活力再生事業の実施期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

第5 助成

国は、予算の範囲内で活力再生事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成する。

第6 事業実施の手続

1 事業実施主体は事業実施計画を作成し、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興

局長」という。)が別に定めるところにより地方農政局長等(事業実施主体の主たる事務所の所在地が北海道に所在する場合は農村振興局長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

なお、公募時に提出された事業実施計画に変更がなかった場合は、公募時に当該事業実施計画を提出したことをもって代えることが出来るものとする。

- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その採択に当たっては、必要に応じ関係部局により構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 3 農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

第7 事業実施結果の報告

- 1 事業実施主体は、活力再生事業の実施結果を、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された活力再生事業の実施結果について、農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するものとする。

第8 事業の評価

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するものとする。
- 3 農村振興局長は、2の規定により報告を受けたときは、その結果をとりまとめ、翌年度の活力再生事業の適正な執行に配慮するものとする。

第9 指導推進等

1 推進指導

国は、農林水産省本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局における推進指導体制を整備するとともに、関係部局、試験研究機関等が一体となって、活力再生事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、活力再生事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続等について、関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

第10 委任

活力再生事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

| 事業内容 | 事業実施主体 | 採択要件 |
|---|--|---|
| <p>都市から農山漁村への定住等の促進、農林水産業・農山漁村と地域産業との連携の推進を通じて、農山漁村のコミュニティの<u>活力再生</u>を図るため、次の内容を実施できるものとする。</p> <p>1 <u>活力再生に向けた定住等の支援</u></p> <p>(1) 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討</p> <p>(2) 支援体制の構築</p> <p>(3) PR活動の実施</p> <p>(4) 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備</p> <p>(5) 新規住民の起業を促進するための体制整備</p> <p>(6) 企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備</p> <p>2 <u>地域産業との連携による活力再生支援</u></p> <p>(1) 異業種連携の推進</p> <p>(2) 多様な主体による地域連携活動の推進</p> <p>(3) 人材バンクの設置・運営</p> | <p>活力再生事業の事業実施主体は、次に掲げる団体のうち、地方農政局長等が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。</p> <p>農業協同組合連合会 農業協同組合 森林組合連合会 森林組合 水産業協同組合 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。） 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。） 一般社団法人 一般財団法人 土地改良区 土地改良事業団体連合会 商工会議所 商工会 商工会連合会 地方公共団体が出資する団体 その他農山漁村の住民等の組織する団体（農林水産省農村振興局長が別に定めるものに限る。）</p> | <p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 農山漁村のコミュニティの活力再生に関する基本方針等を定め、その実現に向けた実践活動を行っている又は行おうとしている団体であること。</p> <p>(2) 事業実施計画に基づく事業が、原則として3年以内に完了するものであること。</p> <p>(3) その他、農村振興局長が別に定める承認基準に適合するものであること。</p> |